

新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金

申請要領

申請受付期間

令和2年5月1日（金） ～ 令和2年5月31日（日）

- ※ 受付は先着順です。予算の範囲を超える申請があった場合は申請受付期間内であっても受付を終了します。
- ※ 申請は、郵送のみです。（メール、持参による申請は不可）
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようご注意ください。
- ※ 本協力金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口
TEL：089-909-3842

【提出先】 〒791-1199
愛媛県松山市森松町647番地
松山南郵便局留
（公財）えひめ産業振興財団 宛

1. 目的

自主的に3密を作らない取組みを推進し、厳しい状況下においても営業を継続することで県民生活を支える事業者に対して協力金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的とするものです。

2. 対象者

県内に事業所を有する中小企業者であること

【対象業種】

- ・ 飲食店
- ・ 食料品、医薬品、衛生用品を扱う小売店

【対象外】

- (1) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
- (2) 県税に未納があるもの
- (3) 売り場面積が1,000㎡を超える小売店
- (4) 全国チェーンの店舗
- (5) みなし大企業

≪ 飲食店、食料品、医薬品、衛生用品を扱う小売店とは（業種別分類） ≫

中小事業者で、中小企業法上の「小売業」とされるもののうち、日本標準産業分類表において下記の分類に属するもの

中小企業基本法上の業種分類		日本標準産業分類上の分類
商業	小売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類「56 各種商品小売業」、 中分類「58 飲食料品小売業」、 中分類「60 その他小売業」のうち 小分類「603 医薬品・化粧品小売業」 （細分類「6034 化粧品小売業」を除く）のもの 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類「76 飲食店」

≪ 中小事業者とは（中小企業基本法に定める中小企業者の定義） ≫

業種	中小企業者	
	※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	100人以下

《みなし大企業とは》

次の（１）～（３）に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除きます。

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

《全国チェーンの店舗とは》

県外に本社を有する企業が、同店舗名・屋号にて県内支店・事業所を展開しているもの
また、県内に本社を有する企業が、上記全国チェーンと同店舗名・屋号にて飲食店・小売店のフランチャイズ営業を行っているもの（コンビニエンスストア含む）

3. 対象要件

令和２年４月１３日以前に開業し、申請時点で営業の実態がある事業者が、県が緊急事態宣言の回避行動を呼びかけた令和２年４月１３日から緊急事態措置期間である５月６日の間に、３密を避ける下記取組みを実施し、申請時点において継続していること。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○フィルム・間仕切りによる飛沫防止 | ○ソーシャルディスタンスサインの導入 |
| ○座席間引に伴うレイアウト変更 | ○店舗・駐車場等への入場制限 |
| ○セルフレジの導入・キャッシュレス化 | ○消毒液等の設置 等 |

※換気やマスクの着用など軽微なものは対象外とします。

※緊急事態措置期間が延長された場合、その終了日までを対象期間とします。

4. 支給額

１事業者あたり５万円（１回限り）

5. 申請方法

郵送のみ

※メール、持参による申請は不可

6. 申請手続

- （１）提出先 〒791-1199
愛媛県松山市森松町647番地
松山南郵便局留
（公財）えひめ産業振興財団 宛

※封筒に「推進事業者協力金申請書 在中」と記載してください。

- （２）受付期間 令和２年５月１日（金）から令和２年５月３１日（日）まで（当日消印有効）
※申請は予算に達し次第、〆切とさせていただきます。
※消印日付により受付順を判断します。

- （３）申請書等

以下の書類を提出していただきます。

- １）新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金申請書

2) 取組内容の分かる書類（HPの写し、実施状況の写真等）

※客観的かつ明確に取組内容の分かる書類を添付してください。（複数可）

3) 法人においては履歴事項全部証明書、個人事業主においては開業届または営業許可書または前年の確定申告書の写し

4) 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

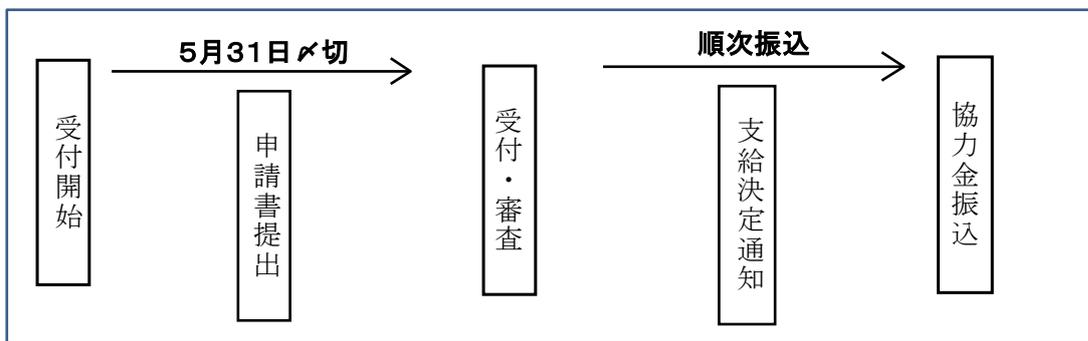
※通帳の表紙と表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写しを添付してください。

(4) 審査

事務局による審査の結果、協力金を支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みします。

※申請書類に不備があった場合は訂正・再提出を求めることがあります。

【審査の流れ(予定)】



7. その他

- ① 協力金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消し、協力金を返還いただきます。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、コピー等を手元に保管ください。
- ③ 当該事業の実施に際し、事業に必要な許認可等を取得のうえ実施していただくようお願いいたします。（本協力金の支給決定が、その営業等を許可するものにはなりません。）
- ④ 申請により得られた情報は、当協力金支給業務以外に使用することはありません。